

## 公告第 417 号

郡山市市民活動サポートセンター業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により次のとおり実施する。

令和 5 年 1 月 6 日

郡山市長 品 川 萬 里

### 第 1 公募型プロポーザルに付する事項

- 1 業 務 名 郡山市市民活動サポートセンター業務
- 2 業 務 内 容
  - (1) 市民公益活動に関する相談・助言に関すること。
  - (2) 市民公益活動の人材・団体の育成に関すること。
  - (3) 市民公益活動及び団体情報の収集及び提供に関すること。
  - (4) 郡山市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の業務及び機能の周知に関すること。
  - (5) 市民公益活動に係る連携・協働の促進に関すること。
  - (6) 市民活動団体相互の交流事業の実施に関すること。
  - (7) 市民公益活動に要する印刷機等の提供・管理に関すること。
  - (8) 業務従事者の接遇指導、知識・技術教育の実施に関すること。
  - (9) センターの管理業務に関すること。
  - (10) その他、受託者及び市の双方が必要と認める業務に関すること。
- 3 委 託 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 選 定 方 法 公募型プロポーザル方式

### 第 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格は、民間等の豊富な経験とノウハウを生かし、市民、市民活動団体、事業者等が行う取組を支援する安定した仕組みを構築するという観点から本業務を適確に遂行する技術能力等を有しており、かつ事業内容に応じて、適切かつ公平に事業を実施することのできる中間支援組織とする。

この中間支援組織は、次の「1 要件」を満たし、事業を安定的かつ円滑に運営できる団体とする。

また、複数の中間支援組織又は中間支援組織と中間支援組織以外の特定非営利活動法人等が共同事業体（コンソーシアム等）を構成し、共同して提案することも可能とするが、その場合、次の「2 複数の中間支援組織で構成される共同事業体（共同提案）の場合の加算要件」についても満たすこととする。

#### 1 要件

- (1) 応募時点において法人格を取得していること。
- (2) 特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法（平成 13 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に定める別表の 19 号「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を定款において定め、主たる活動内容としていること。  
また、その他の法人にあつては、前述の活動を定款、寄附行為等で定め、主たる活動内容としていること。
- (3) 特定非営利活動法人にあつては、法第 29 条に定める事業報告書等の提出がなされていること。
- (4) 団体の意思を表明する代表者、団体の意思を形成し執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- (5) 応募時点において、団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における入札参加を制限されている。
  - イ 市税等の滞納がある。
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者である。
  - オ 宗教活動又は政治活動を目的としている。
  - カ 過去 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けており、かつ必要な措置について労働基準監督署に報告していない。
  - キ 役員等に破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処されている者がいる。

#### 2 複数の中間支援組織で構成される共同事業体（共同提案）の場合の加算要件

- (1) 構成する各団体が協議の上、共同事業体の代表となる団体を定め、代表団体が応募申請者として応募申請書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

- なお、共同事業体を構成する全ての団体が、「1 要件」を満たすこと。  
また、団体の名称は自由に称して差し支えないこととする。
- (2) 申請書等を提出した団体及び共同事業体を構成する全ての団体は、別に参加する共同事業体の構成団体となることはできない。
- (3) 応募申請後は、共同事業体を代表する団体及び構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、応募申請団体の責によらない事由等により、市が認めた場合はこの限りではない。その場合には、必要に応じ申請書等の再提出を求める。

### 第3 募集要領の閲覧

- 1 公募型プロポーザル参加申込希望者は、郡山市市民活動サポートセンター業務委託募集要領（以下「募集要領」という。）を次のとおり閲覧することができる。
- (1) 郡山市ウェブサイト
- ア 期間 令和5年1月6日（金）から令和5年1月27日（金）まで  
イ 時間 終日（令和5年1月27日（金）は午後5時15分までとする。）
- (2) 郡山市市民部市民・NPO活動推進課（郡山市役所西庁舎3階）
- ア 期間 令和5年1月6日（金）から令和5年1月27日（金）まで（郡山市の休日  
を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）  
イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

### 第4 公募型プロポーザルへの参加申込

公募型プロポーザル参加申込希望者は、募集要領の内容を確認した後、次のとおり申請書等を提出するものとする。

- 1 申請書等
- (1) 応募申請書（様式1）  
(2) 団体概要書（様式2）  
(3) 役員名簿（任意様式）  
(4) 団体の運営に関する資料（任意様式）  
(5) 定款、寄附行為等の写し  
(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（応募申請日前3か月以内発行）  
(7) 印鑑証明書（応募申請日前3か月以内発行）  
(8) 決算に関する書類（最近2年間の決算書類）（任意様式）  
(9) 納税証明書（応募申請日前3か月以内発行）  
(10) 企画書（様式3）  
(11) 現在確保している予定スタッフの経歴書（任意様式）  
(12) ウェブサイト構成案（任意様式）

## 2 受付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月27日（金）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 3 提出先 郡山市市民部市民・NPO活動推進課

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎3階

## 4 提出方法 提出先に直接持参又は郵送する。

## 第5 質疑の受付及び回答

募集要領に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

### 1 受付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月18日（水）午後5時15分までとする。

### 2 受付方法

質疑票（様式4）に記入の上、市民・NPO活動推進課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。電話、口頭による質疑には応じない。

持参による受付は、市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### (1) 提出先 郡山市市民部市民・NPO活動推進課

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎3階

#### (2) ファックス番号 024-931-5186

#### (3) 電子メールアドレス [shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp](mailto:shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp)

### 3 回答方法

令和5年1月23日（月）までに質問者に対し、電子メールで回答する。

※質疑及び回答については郡山市ウェブサイトに掲載する。

また、掲載した回答については、募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

## 第6 応募に際しての留意事項

### 1 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

#### (1) 応募資格要件を欠く場合

#### (2) 提出期限を過ぎて申請書等が提出された場合

#### (3) 申請書等に虚偽の内容を記載した場合

#### (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

#### (5) 募集要領に違反すると認められる場合

### 2 複数提案の禁止

応募申請者は、複数の申請書等を提出することはできない。

### 3 申請書等の変更

提出後の申請書等の変更、差替え及び再提出はできない。

### 4 応募申請の取下げ及び返却

申請書等を提出した後に申請を取下げする際には、取下届（様式5）を提出すること。

なお、提出した申請書等は返却しない。

### 5 費用負担

応募申請に要する費用等は、応募申請者の負担とする。

### 6 その他

(1) 応募申請者は、申請書等の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとす  
る。

(2) 提出された申請書等は、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）に基  
づく情報公開請求に対し開示することがある。

## 第7 本業務受託者選定方法

郡山市事業者選定審議会条例第1条第2項に基づき候補者の選定を目的とした「郡山市  
市民活動サポートセンター業務受託者選定審議会」（以下「選定審議会」という。）におい  
て、提出された申請書等及びプレゼンテーションで、選定審議会において審査を行い、選  
定審議会の結果・意見を踏まえ、市長が受託者を選定する。

## 第8 その他留意事項

1 本公告に係る手続きの詳細については、募集要領を参照すること。

2 その他不明な点については、郡山市市民部市民・NPO活動推進課（電話：  
024-924-3471）まで問い合わせること。